明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令（**総務**八三）　一

○電気事業法施行規則及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**五五）　二

〔告　示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**六）　三

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**四七三）

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**三四一）

○保安林の指定をする件（**農林水産**一五四七～一五五二）

○登録特定飼料等製造業者の事業廃止の届出があった件（**同**一五五三）

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一〇六〇）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**一〇六一）　四

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく登録建築物調査機関の廃止をした件（**同**一〇六二）

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**一〇六三～一〇六五）

○道路に関する件（**東北地方整備局**一五〇）

○道路に関する件（**関東地方整備局**三七三～三七七）

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一九三）

○道路に関する件（**中国地方整備局**一八一）

○道路に関する件（**四国地方整備局**七五）

○道路に関する件（**九州地方整備局**二二〇、二二一）

○道路に関する件（**沖縄総合事務局**五五～五八）

〔国会事項〕

内閣　人事院　内閣府　金融庁

〔人事異動〕

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　一〇

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　四

最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示二）

〔公　告〕

諸事項

官庁

証票無効、国営土地改良事業計画（矢作川総合第二期・湖東平野）関係　五

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　六

会社その他

省　令

○総務省令第八十三号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定に基づき、地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。　一

平成二十六年十一月五日

総務大臣　山本　早苗

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令（昭和六十三年自治省令第四号）の一部を次のように改正する。　二

本則中「平成二十六年度」を「平成二十一年度」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。　三

○経済産業省令第五十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第二項及び第三十九条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

電気事業法施行規則及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第四項第五号を次のように改める。

五　次のいずれかに該当する燃料電池発電設備であって、出力十キロワット未満のもの

イ　固体高分子型又は固体酸化物型の燃料電池発電設備であって、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が〇・一メガパスカル（液体燃料を通ずる部分にあっては、一・〇メガパスカル）未満のもの